

昆虫病理研究会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は昆虫病理研究会と称する。
- 第2条 本会は昆虫病理学の進歩普及をはかることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 会誌「昆虫病理研究会誌」の発行
 2. 研究集会の開催
 3. 内外における関係諸機関、諸学会との連絡
 4. その他必要と認められる事業
- 第4条 本会の事務局の所在地は幹事会で決定する。

第2章 会員

- 第5条 本会の会員は正会員、名誉会員、および賛助会員とする。ただし、名誉会員は本会の発展に多大の功績があり幹事会の議決を経て推挙された個人、賛助会員は本会の趣旨に賛同し経済的援助を行う団体または個人をいう。
- 第6条 本会に入会しようとするものは入会申込用紙に所定事項を記入し、その年度の会費を添えて本会事務局に提出し、幹事会の承認を受けるものとする。
- 第7条 正会員および名誉会員は幹事会に会の運営に関する意見を提出することができるが、賛助会員はこの権利を持たない。
- 第8条 退会を希望する会員はその旨事務局に申し出ること。ただし納入済みの会費は返却しない。また、2年分の会費を滞納した場合は届け出がなくとも退会とみなすものとする。

第3章 役員

- 第9条 本会に次の役員を置く。その選出方法は別に定める。会長1名、庶務幹事と会計幹事を含む幹事若干名。
- 第10条 役員は幹事会を構成し本会の会務一般について評議する。
- 第11条 役員を選出方法は別に定める。
- 第12条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第4章 会計

- 第13条 本会の経費は会費、寄付金、その他でまかなわれる。会費の年額および経費・予算額は幹事会で審議して定める。会費は前納するものとする。名誉会員の会費は免除する。
- 第14条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第5章 付則

- 第15条 本会則は1991年1月1日より施行する。
- 第16条 本会則の変更は幹事会の議決による。
- 第17条 本会則に伴う諸規定は幹事会で定める。